

第1条（総則）

第2条（会員と本カードの発行）

第2項 会員には、本会員の STACIA 番号の頭 4 桁が 0000 ～ 0009 以外の会員（以下「一本化請求会員」という。）と、本会員の STACIA 番号の頭 4 桁が 0000 ～ 0009 の会員（以下「個別請求会員」という。）の区分があります。ただし、個別請求会員のうち、家族会員については、阪急阪神カードが STACIA 番号の頭 4 桁を 0000 ～ 0009 以外に指定する場合があります。なお、会員の区分を変更することはできません。

本カードは、本カード上に表示された会員本人以外は使用できません。会員は善良なる管理者の注意をもって本カードを使用し管理しなければなりません。また、会員には三社がカードを貸与するものとし、所有権は三社に帰属するものとします。また、本カードの所有権は三社にありますので、他人に貸与、譲渡および担保の提供預託等に利用するなど本カードの占有を第三者に移転することはできません。なお、本カード上には、会員氏名・STACIA番号・JCBカード番号（以下「会員番号」という。）・本カードの有効期限等が表示されています。

(1) 阪急阪神カードが提供する「『STACIA』ポイントプログラム」等の付帯サービス。
(2) スルッとが提供するPiTaPa機能および付帯サービス。
(3) JCBが提供するクレジット機能および金融サービス機能、ならびに付帯サービス。ただし、本カードにOki Dokiポイントプログラムの提供はありません。

第5条 (有効期限)

第3項 ジュニアカードの会員は、「PiTaPa 会員規約」の「ジュニアカード・キッズカードに関する特約」第4条第2項の定めにかかわらず、有効期限の満了をもって、会員資格を喪失するものとします。

第7条（PiTaPaカード利用代金の支払い等）

第3項 一本化請求会員は、商品の所有権は、本条第1項によりJCBに移転し、債務の完済までJCBに留保されるものとします。

第8条（会員請求）

第9条（バリュー残額の返金と支払い債務への補てん）

第4項 個別請求会員は、PiTaPa 会員規約に基づいて、バリュー残額の返金ならびに未払い債務への補てんがなされることがあります。

(1)本カードの申込書に記載された情報、および会員規約等に基づき届け出られた会員等の情報。
(2)本カード申し込みに対する審査の結果。ただし承認とならなかった理由は共有しない。
(3)会員番号・有効期限および変更後の会員番号・有効期限。
(4)会員番号が無効となった事実。ただし無効となった理由は共有しない。

(5)会員が会員資格を喪失した事実。ただし喪失となった理由は共有しない。

第2項 一本化請求会員または一本化請求会員として入会を申し込まれた方には、個人情報情報機関等の登録・利用に際し、PiTaPa 会員規約第41条および第42条は適用されません。

第3項 会員は、下記の内容を目的として、また当該目的の範囲内において三社内の必要とする会社間で会員の本カードの利用内容を共有することにあらかじめ同意するものとします。

(1)スルッとおよびJCBが各々の与信業務および債権管理業務等を行うため。

(2)三社が自己の提供するサービスに関する業務を行うため。

第4項 三社は、前3項に基づき共有する情報を必要な保護措置を行ったうえで厳正に管理し、会員規約等の定めにより取り扱うものとします。

第11条 (届出事項の変更)

第1項 会員が三社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があった場合には、所定の方法により遅滞なくJCBに届け出るものとします。なお、クレジット機能に関する暗証番号の変更を希望する場合には、JCBが通知または公表する方法により遅滞なくJCBに、また、PiTaPa機能に関する暗証番号の変更を希望する場合には、スルッとが通知または公表する方法により遅滞なくスルッとに届け出るものとします。

第2項 前項のうち氏名の変更があった場合においては、会員は本カードをJCBに返還するものとします。なお、この場合には、第14条に基づき再発行手続がとられるものとします。

第12条 (紛失・盗難の届出)

会員は、本カードを紛失した場合および盗難に遭った場合には、当該紛失または盗難の事実をスルッとおよびJCBに届け出るものとします。

第13条 (本カードの紛失・盗難による責任の区分)

第1項 本カードの紛失・盗難または本特約に違反して、他人に本カードを利用された場合、本カードの利用代金は、会員規約等に基づいて、本カードの貸与を受けた会員の負担とします。

第2項 前項の規定にかかわらず、一本化請求会員が紛失・盗難の事実をすみやかに、スルッとおよびJCBに届け出るとともに所轄の警察署へ届け出、かつ、スルッとおよびJCBの請求により所定の紛失・盗難届を提出した場合には、クレジット機能および金融サービス機能ならびにPiTaPa機能に関する損害については、JCB 会員規約（カードの紛失、盗難による責任の区分）の定めに基づき、JCB が支払債務を免除します。

第3項 本条第1項の規定にかかわらず、個別請求会員が紛失・盗難の事実をすみやかに、スルッとおよびJCBに届け出るとともに所轄の警察署へ届け出、かつ、スルッとおよびJCBの請求により所定の紛失・盗難届を提出した場合には、クレジット機能および金融サービス機能に関する損害については、JCB 会員規約（カードの紛失、盗難による責任の区分）の定めに基づきJCB が、PiTaPa機能についてはPiTaPa 会員規約第9条に基づきスルッとが、支払債務を免除します。

第14条 (カードの再発行)

本カードの紛失・盗難、破損、汚損や氏名変更、クレジット機能またはPiTaPa機能に関する暗証番号等の変更を理由に、会員が三社に対し本カードの再発行を希望した場合は、これに対し三社が審査のうえ、原則として本カードを再発行するものとします。なお、再発行が認められた場合、当該会員は、スルッとおよびJCBが通知または公表する再発行手数料を支払うものとします。また、会員が紛失・盗難以外の理由により本カードの再発行を求める場合には、当該会員が所持する本カードを三社のうちいずれか一社に対して返還する必要があるものとします。

第15条 (本カードの機能停止等)

会員は、三社との契約が有効である場合であっても、以下のいずれかの事由が生じた場合は、事前の通知・催告等することなく本カードの一部の機能またはサービスが停止され、本カードが回収されることがあること、また回収により本カードの機能またはサービスが利用できなくなることがあります。これに伴う不利益・損害等については、三社はいずれも責任を負わないものとします。

(1)本カードの再発行のため、会員が、三社のうちいずれか一社に本カードを返還した場合。

(2)本カードに関する諸変更手続のため、会員が、三社のうちいずれか一社に本カードを送付または預けた場合。

(3)CDまたはATMでの利用時に、暗証番号相違、CD・ATMの故障等の理由により本カードが回収された場合。ただし、三社の故意または過失による場合はこの限りではありません。

(4)PiTaPa機能の不具合により、スルッと所定の窓口にてPiTaPa機能のみを有するカードの再発行を会員が申し出ることにより、本カードが回収された場合。

(5)会員から三社のうちいずれか一社に対して、その貸与された本カードを紛失または盗難に遭ったむねの届け出があった場合。

(6)会員が、会員規約等および本特約に違反したまたは違反するおそれがある場合。

第16条 (退会)

第1項 会員は本カードを退会する場合、所定の方法によりJCBに届け出るものとします。

第2項 会員は、前項により、三社のすべてに同時に退会を申し出たものとし、会員規約等に基づき三社すべてから退会となるものとします。

第17条 (会員資格の喪失)

第1項 三社は、会員規約等に基づき、各々の判断により、会員資格を喪失させることができます。会員は、三社のうちいずれかの会員資格を喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。この場合、会員は本カードをただちに三社のうちいずれかに返還するものとします。

第2項 前項により会員が本特約による会員資格を喪失した場合、会員は同時に三社すべての会員資格を喪失するものとします。

第18条 (特約の変更・承認)

民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本特約を改定することができます。この場合、三社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、会員に対して当該改定につき通知または公表します。

第19条 (会員規約・規定・特約の適用)

三社が各々提供するサービス等については、会員規約等が適用されます。会員規約等と、本特約の内容が一致しない場合には、本特約が優先されるものとします。本特約に定めのない事項については、第2条第1項に定める会員規約等が適用されるものとします。

(2025年2月改定)

エメラルドSTACIA PiTaPa JCBカード エンボスレスカード会員特約

第1条 (エンボスレスカード)

エンボスレスカードとは、カード上の会員氏名、会員番号、カードの有効期限等の記載がエンボス（カードに施された凹凸による刻印をいいます。）加工以外の手法によって印字されたクレジットカードをいいます。

第2条 (インプリンター加盟店)

インプリンター加盟店とは、カード上のエンボス部分を売上伝票に複写する小型の機械（以下「インプリンター」という。）を利用して、売上票に印字を行う加盟店をいいます。

第3条 (インプリンター加盟店における利用制限)

会員は、エンボスレスカードをインプリンター加盟店で利用することはできません。

第4条 (金融機関等における利用制限)

会員は、金融機関等（海外を含む）においてインプリンターが利用されている場合、当該金融機関等ではエンボスレスカードでキャッシングサービスを利用することはできません。

第5条（適用関係）

本特約は、株式会社ジェーシービーが定める「会員規約」に対する特約であり、会員規約と重複する条項については本特約を優先するものとします。

（2011年3月改定）
（TK066100・20250228）